

免許・技能講習等が必要な業務について

労働安全衛生法において免許・技能講習・特別教育が必要な業務、作業主任者の選任が必要な作業は以下のとおりです。

免許・技能講習・特別教育が必要な業務（労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条）

業務内容	名 称(免許・技能講習のみ)	免許	技能	特別
発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	発破技士免許	○		
揚貨装置の運転の業務				
制限荷重5t以上	揚貨装置運転士免許	○		
制限荷重5t未満				○
クレーン等の運転の業務				
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く。)又はデリック	クレーン・デリック運転士免許	○		
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く。)	クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)	○		
つり上げ荷重5t以上の床上運転式クレーン	クレーン・デリック運転士(床上運転式クレーン限定)免許	○		
つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーン	床上操作式クレーン運転技能講習		○	
つり上げ荷重5t未満のクレーン又はつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ				○
つり上げ荷重5t未満のデリック				○
つり上げ荷重5t以上の移動式クレーン	移動式クレーン運転士免許	○		
つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン	小型移動式クレーン運転技能講習		○	
つり上げ荷重1t未満の移動式クレーン				○
玉掛けの業務				
制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック	玉掛け技能講習		○	
つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリック				○
ボイラーの取扱いの業務				
ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。)	ボイラー技士免許(特級、一級、二級)	○		
小規模ボイラー	ボイラー取扱技能講習		○	
小型ボイラー				○
ボイラー(小型ボイラーを除く。)又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の溶接の業務	ボイラー溶接士免許(特別、普通)	○		
ボイラー(小型ボイラー等を除く。)又は第一種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士免許	○		
潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許	○		
溶接等の業務				
可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接技能講習		○	
アーク溶接機を用いて行なう金属の溶接、溶断等の業務				○
フォークリフトの運転の業務				
最大荷重1t以上	フォークリフト運転技能講習		○	
最大荷重1t未満				○
車両系建設機械の運転等の業務				
機体重量3t以上の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械の運転	車両系建設機械(整地等)運転技能講習		○	
機体重量3t未満の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械の運転				○
機体重量3t以上の基礎工事用機械の運転	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習		○	
機体重量3t未満の基礎工事用機械の運転				○
基礎工事用機械の作業装置の操作				○
基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転				○
機体重量3t以上の解体用機械の運転	車両系建設機械(解体用)運転技能講習		○	
機体重量3t未満の解体用機械の運転				○
締固め用機械の運転				○
コンクリート打設用機械の作業装置の操作				○
ショベルローダー等の運転の業務				
最大荷重1t以上	ショベルローダー等運転技能講習		○	
最大荷重1t未満				○
不整地運搬車の運転の業務				
最大積載量1t以上	不整地運搬車運転技能講習		○	
最大積載量1t未満				○
高所作業車の運転の業務				
作業床の高さ10m以上	高所作業車運転技能講習		○	
作業床の高さ10m未満				○
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務				○
動力プレスの金型、シャワーの刃部又はプレス機械若しくはシャワーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務				○
高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務				○
低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務				○
機械集材装置の運転の業務				○
胸高70cm以上の立木の伐木、胸高20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務				○